

報 告 書

那珂川町役場 生活環境課 様

令和8年3月

(採取日：令和8年1月21日)

権津川水系(用水路)水質汚濁と水生生物相の現況

株 式 会 社 環 境 生 物 化 学 研 究 所

住 所：栃木県那須郡那珂川町北向田231-2

電話番号：0287 (92) 5723

権津川水系(用水路)水質汚濁と水生生物相の現況

●はじめに

那珂川町生活環境課より委託された、権津川水系(用水路)水質汚濁と水生生物相の現況の調査結果を御報告致します。

調査は、令和8年1月21日に実施致しました。

1. 水質分析について

(1) 採水場所

- 小川地区① 権津川上流（芳井・屋敷前）
- 小川地区② 権津川下流（那珂川合流点）
- 小川地区③ 白久川・谷田川下流（那珂川合流点）
- 小川地区④ 大曲川下流（権津川合流点）
- 小川地区⑤ なめり川下流（箒川合流点）
- 小川地区⑥ 西の原用水（浄法寺大日堂前）

(2) 測定項目

環境基本法第16条水質汚濁に係る〈生活環境の保全に関する環境基準〉で定められる5項目中、汚濁指標としての水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、大腸菌数の3項目について行った。

(3) 計量方法

- 水素イオン濃度 : JIS K 0102-1 12
- 生物化学的酸素要求量 : JIS K 0102-1 18
- 大腸菌数 : 昭和46年環境庁告示第59号付表10

(4) 分析結果

分析結果は、濃度計量証明書 WZ-26012101～WZ-26012106及び水質分析結果一覧表に示すとおりである。

(5) 水質分析からの考察

今回調査した権津川水域は、県告示等による類型指定は設定されていないが、流入する那珂川については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号により河川A類型と指定され、基準点を新那珂橋下とし基準達成を直ちに達成としている。

表-1 環境基準値(A類型)

利用目的の 適 応 性	基 準 値		
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
水産1級・水道2級	6.5以上8.5以下	2.0	300

表-2 水質分析一覧表

採取者	(株)環境生物化学研究所	採水年月日	令和8年1月21日
採 取 場 所	計 量 の 対 象		
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
権津川上流 (芳井・屋敷前)	7.6 (20℃)	0.9	190
権津川下流 (那珂川合流点)	7.6 (21℃)	1.0	65
白久川・谷田川下流 (那珂川合流点)	7.6 (18℃)	1.1	490
大曲川下流 (権津川合流点)	7.6 (20℃)	1.8	850
なめり川下流 (箒川合流点)	7.7 (18℃)	1.2	35
西の原用水 (浄法寺大日堂前)	7.6 (18℃)	0.8	54

水質分析結果を表-1の環境基準値と比較すると、水素イオン濃度と生物化学的酸素要求量は全ての地点で環境基準を満たしていた。

大腸菌数については、調査を実施した6地点の内、白久川・谷田川下流 (那珂川合流点) 及び大曲川下流 (権津川合流点) の2地点において環境基準を上回っていた。

2. 底生動物相について

(1) 調査方法

環境基準地点あるいはその付近に生息する底生動物を採取し、種の同定及び計数を行い、その結果を基に生物学的水質判定を行った。

1) 調査地点

権津川本流

＊権津川下流（那珂川合流点）

2) 採取及び計数

採取は、水深50cm未満で流速100～150cm/sec程度の早瀬又は平瀬の石礫底において、30cm×30cmのコドラート（方形枠）のついたサーバーネット（NGG40号）を用いて、各調査地点で2回ずつサンプリングを行った。

採取した試料は約5%のホルマリン溶液で固定して試験室に持ち帰り、種の同定及び個体数の計数を行った。

3) 生物学的水質判定

底生動物の調査結果に基づく水質階級の評価方法として、Beck-Tsuda α 法、Zelinka-Marvan法（Z-M法）及び優占種法の三評価法を用いた。それぞれの評価法は以下のとおりである。

各評価法で水質の評価を行った後、評価平均の最も高い階級をその地点の水質階級とした。

①Beck-Tsuda α 法

非汚濁耐性種の種類をA、汚濁耐性種の種類をBとして「 $2A + B$ 」の数値を計算し、表-3に従って、汚濁の階級づけをする。

表-3 生物指数と水質階級の関係及び代表的な指標生物

階級基準	水質階級	代表的な指標生物
20以上	きれい os	エルモンヒラタカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ブユ属
11～19	少し汚れている β ms	アカマダラカゲロウ、コガタシマトビケラ
6～10	きたない α ms	サホコカゲロウ、ヒメユスリカ類、ヒル類
0～5	大変きたない ps	貧毛類、オオユスリカ類

②Zelinka-Marvan法（以下「Z-M法」という）

Z-M法による判定は、次の計算法による。各水質階級について評価平均を求め、評価平均の最も高い階級をその地点の水質階級とする。

$$\text{評価平均} = \Sigma (ahg) / \Sigma (hg)$$

a: ザブロビ値

h: 個体数

g: インデケーター価値

③優占種法

出現種のうち、個体数の割合または現存量が多い種類を上位三種類選び、その中で最も多い水質階級をその地点の水質階級とする。代表的な指標生物は表-3に示してある。

なお、各底生動物の水質階級、汚濁耐忍性、ザブロビ値及びインデケーター価値は、以下の文献に従った。

「自然水域における肉眼的底生動物の環境指標性について」 御勢久右衛門

「環境科学」研究報告集 B 121-R 12-10 実験水路による底生生物の環境指標性の研究

1982年3月 文部省「環境科学」特別研究環境動態班

(2) 調査結果

1) 調査地点概要

表-4 調査地点の状況

	権津川下流（那珂川合流点）
川幅（m）	7.5
水深（cm）	20.0
気温（℃）	0.9
水温（℃）	3.6
底質	石礫底
透視度（度）	50以上

2) 生息確認種

令和8年1月の現地調査の結果、生息が確認された底生動物類は、表-5に示すとおり3門3綱8目13科17種であった。

表-5 生息確認種一覧

門名	綱名	目名	科名	種名 (和名、学名)		権津川下流	水質階級	汚濁耐忍性
扁形動物	ウスムシ	ウスムシ	—	ウスムシ目の一種	Tricladida sp.	2		
環形動物	ヒル	—	—	ヒル綱の一種	Hirudinea sp.	1		
節足動物	コンチュウ	カゲロウ	コカゲロウ	コカゲロウ属の数種	Baetis spp.	5	os	A
			ヒラタカゲロウ	シロタニカゲロウ	Ecdyonurus yoshidae	6	os	A
				エルモンヒラタカゲロウ	Epeorus latifolium	8	os	A
			マダラカゲロウ	アカマダラカゲロウ	Uracanthella rufa	1	β ms	B
		トンボ	サエトンボ	オナガサエ	Onychogomphus viridicosta	1	β ms	B
		カワゲラ	カワゲラ	フタツメカワゲラ属の一種	Neoperla sp.	18		
				トウコウカワゲラ属の一種	Togoperla sp.	1		
		コウチュウ	ヒラタトノムシ	マルヒラタトノムシ属の一種	Eubrianax sp.	2		
				ヒラタトノムシ属の一種	Mataeopsephus sp.	35		
		ハエ	ガガンボ	ガガンボ科の一種	Tipulidae sp.	2		
			ブユ	ブユ科の一種	Simuliidae sp.	7		
			ユスリカ	ユスリカ科の一種	Chironomidae sp.	8		
		トビケラ	ヒゲナガカワトビケラ	ヒゲナガカワトビケラ	Stenopsyche marmorata	25	os	A
			シマトビケラ	コガタシマトビケラ属の一種	Cheumatopsyche sp.	9		
				ウルマシマトビケラ	Hydropsyche ulmeri	44	os	A
3門	3綱	8目	13科	17種	種数	17		
					個体数	175		

注：学名及び配列は、以下の文献に従った。

- 「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—（無脊椎動物編Ⅰ）」（1993年 環境庁・編）
「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—（無脊椎動物編Ⅱ）」（1995年 環境庁・編）
「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—（無脊椎動物編Ⅲ）」（1998年 環境庁・編）

(3) 水質階級評価

各地点における三評価法の結果と総合評価を表-6に示す。各評価法で水質の評価を行った後、評価平均の最も高い階級をその地点の水質階級とした。それぞれの結果が異なる場合は、出現種及び水質等を考慮して総合的に評価した。

表-6 評価結果一覧

評価法	地点名
	権津川下流（那珂川合流点）
Z-M法	os
Beck-Tuda α 法	β ms
優占種法	os
総合評価	os

3. 考察

底生動物相の調査も行った権津川下流（那珂川合流点）の総合評価はosであり、この地点の水質は良好と判定された。水質分析の結果からは、水素イオン濃度及び生物化学的酸素要求量は環境基準を満たしており、おおむね水質は良好といえる。ただし、大腸菌数については、調査を実施した6地点の内、白久川・谷田川下流（那珂川合流点）及び大曲川下流（権津川合流点）の2地点において環境基準を上回っていた、これらの地点の上・下流に水遊び場等が存在する場合には注意が必要な可能性もある。

濃 度 計 量 証 明 書

写真帳